

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年2月8日)

○ 小林博次委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

きょうは出席理事者が多いものですから全員に発言を求めるというのは無理ですから、希望者があれば、あらかじめ手を挙げて名乗ってから発言してください。

きょうの審査は、前回、いろいろご提案いただきました情報の収集及び伝達、それから、活断層に関する情報提供及び地盤調査、これが最初のご審議いただく話題でございます。活断層に関する情報提供及び地盤調査については、徳島県条例に関する質疑をいただきましたので、準備をさせていただきました。情報の収集及び伝達等について、山口委員から家族防災手帳の活用に関する視点も盛り込んだらというご意見をいただきましたが、本日、これ、資料を用意させていただいておりますので、次の項で取り扱わせていただきます。

それでは、まず、9番目の情報収集及び伝達について事務局から説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

おはようございます。議会事務局の一海でございます。

お手元、A3の資料で3枚をご用意させていただいております紙資料、こちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

一番上、毎回配付させていただいております骨子素案、こちらのほう、七つの方策に関する規定のうち、(9)と(12)、この二つの条文のご修正ということで、これよりご説明のほうをさせていただきたいと存じます。

それでは、その下、お手元のA3資料、右上に(9)情報の収集及び伝達等、提言ナンバー1、提言ナンバー6とあります資料のほうをごらんください。

前回の委員会でのご議論を踏まえさせていただきまして、正副委員長のほうでご検討いただき、ご修正をいただいております。修正箇所の方は着色をさせていただいております。

まず、ページ左側、条文の第1項をごらんください。

前回、「市が災害情報を迅速かつ的確に収集するため必要な体制を整備」との文言でございましたが、体制の整備に関しまして、収集とあわせて伝達の要素も必要ではないかと

のご意見をいただきました。これを踏まえまして、着色部分のように「伝達」を加えた上で前後の文章を整理し、修正後の形で読み上げのほうをさせていただきますと、「収集及び伝達を迅速かつ的確に行うために必要な体制を整備するものとする」と修正をいただいております。

あわせまして、第1項の解説部分につきましても、この伝達の部分の要素を盛り込んで整理をさせていただきます。

また、第1項の条文中の中に防災関係機関との連携とございますけれども、ご意見をいただきましたCTYさんにつきましては、この防災関係機関に地域防災計画上は含まれておりまして、今回の条例の検討に当たって、この防災関係機関の定義につきましては、また改めてご議論いただくということを確認いただいております。

次に、第1項の解説部分の下から2行目をごらんください。

前回、災害情報の収集に当たりまして、国からの衛星情報を活用していく要素を盛り込んでどうかのご意見をいただきました。解説部分、こちらで今後、「IT技術や通信技術の進歩」に加えまして、「衛星通信技術の進歩」も盛り込む形で整理のほうをいただいております。

次に、右側のページ、第4項の解説部分のほうをごらんください。

前回、市民等及び事業者が災害発生時に被害状況等を市に提供するように努めていただく際、災害への身の危険に十分気をつけていただく趣旨を盛り込んでどうかのご意見をいただきました。着色部分の文言、「危険の及ばない範囲で」ということで加えさせていただきます。

それでは、その下の(12)の条文のほうをごらんいただけますでしょうか。(12)活断層に関する情報提供及び地盤調査等、提言ナンバー4、こちらでございます。

先ほどと同じく修正箇所の方、着色部分で表記をさせていただきます。まず、ページの左側の条文、第1項、こちらのほうをごらんください。

前回、「活断層の変位による」との文言が、こちらの同項、同じ項に2カ所ございましたけれども、この変位という言葉自体を含めて、これを用いることで条文、わかりづらいのではないかとのご意見をいただきました。今回記載のとおり、2カ所ですけれども、「活断層の直上及びその付近における建築物の倒壊等を防止するため」、あともう一カ所ですけれども、「活断層を震源とする直下型地震による被害の想定等」、このような形で「変位」という言葉を使わずにわかりやすい条文となるように整理のほうをいただい

ございます。

また、下の用語の部分、「活断層の変位とは」とのくだりにつきましては、削除のほうをいたしました。

その次、用語の一番上をごらんください。

この条項に適用する三重県詳細活断層図につきまして、いつの時点のものをこの条例に適用していくのか明確にしてはどうかとのご意見をいただきました。その上で、用語のところですが、「直近の調査結果が」との文言を加え、最新の内容が条例に適用されることを明確にするよう整理をいただきました。

その下、活断層に関する用語の部分でございます。こちらにつきまして、前回ありました「最近の地質時代」との文言が一般的ではなく、こちらもありにくいとのご意見をいただきました。これを踏まえまして、本条項で適用するこの三重県詳細活断層図、こちらに記載されておりました、ホームページにも公開されています「活断層とは」と定義されている文言と同一になるように修正をいただいております。

事務局の説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

都市整備。

○ 清水開発審査課参事・課長

開発審査課の清水でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうは、タブレットのほうに配信させていただいておりますので、本日の委員会の、05上下水道局・都市整備部のところをごらんください。全部で19枚物になっておりますけれども、そのうちの19分の5ページを開けてください。

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 清水開発審査課参事・課長

左側、下段のほうに9というふうな条項があるわけですが、こちらのほうが、徳

島県が制定しています市街化調整区域での一戸建て専用住宅の建築の許可基準というふうな形になってございます。

真ん中の欄に運用事項というのがございまして、1から9まで詳細な基準が定められているわけですが、この中で4番、土地登記簿の地目が農地から変更された土地については、次のいずれかに該当するものであることとして、①として、転用許可済みの土地にあって、工事完了証明後3年以上経過している場合といったように、対象となる土地がこのように限定をされているというふうな形になってございます。

しかし、特定活断層調査区域内での一戸建て専用住宅の所有者が移転する場合には、こういった地目の制限を削除しておりまして、移転先の要件緩和を図っているというふうな状況でございます。

なお、平成25年8月にこの特定活断層調査区域の指定がされたわけですが、現在までこの規制緩和を適用した事例はないというふうな形で確認をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、ナンバー9、12、この二つについて質疑を受けたいと思います。

○ 早川新平委員

今の説明で、活用された事例はないと、その理由というのはわかっているの。と思われるような。

○ 清水開発審査課参事・課長

明確な事例というところまではちょっと確認はとれなかったんですけども、ただ、やはり移転するとなると、現在持っている土地の処分をしなくちゃならないと思います。

ただ、この区域内にかかっていると、やはり建築の今後の制限というのがかかってくると思いますので、なかなか売却するのが難しい。また、自分が持っていてそこを、じゃ、維持管理するというのも大変なところもあるので、なかなかそのあたりがうまく調整がつかないのかなというふうに感じております。

以上です。

○ 早川新平委員

恐らくそうおっしゃるとおりやと思うんだけど、もし、そうであるなら、元のところの部分をやっぱりある程度、これ、よそのやつやろうから、こちらが四日市市が言えることではないんやろうけれども、我々がこういうふうなことをつくっている以上は、活用されなかったりいろんな意味やったらゼロに等しいなと思っているので、それこそ有名無実なので、そういう実態があるという以上、やっぱり考慮していかんといかんのかな。資産のことですからね。

○ 小林博次委員長

コメントある。

(発言する者あり)

○ 清水開発審査課参事・課長

なかなか難しいところだと思いますけれども、もう少し、もし、こういうような形で活用していくとなれば、何らかの方策が検討できるかどうかというのは、今後、検証していく必要はあるのかなというふうに思います。

以上です。

○ 早川新平委員

そうやってお話されると、例えばどういうことがあるって聞きたくなるんやわな、現実にはな。だから、そののところ、例えばこの委員会で、今議論しておるところが済めばそれでええということではなしに、実態としてこういうものが活用されていないという事実がわかった以上は、どういうふうな変更をするなり、加筆するなりというところが必要ではないのかなと。絵に描いた餅ばかりつくっておっても、我々は意味がないので、逆にいうとね。だから、そういう知恵があれば、また教えていただきたい。

以上です。

○ 小林博次委員長

要望ですな。

○ 早川新平委員

はい。強い要望で。

○ 伊藤嗣也委員

9の情報の関係のところなんですけど、今回、消防さん、ドローンを入れられますけど、その辺の意味合いは逐条解説に入っておるという理解でいいのか、その辺はどう理解したらいいのかって。コンビナート火災もありますし、災害時にも対応もあるんですけども、ちょっと議案で出てきたもんで、ちょっとどうなのかなって。

○ 小林博次委員長

消防長のほうから少し解説いただきますか。

○ 坂倉消防長

消防長の坂倉でございます。よろしくお願いいたします。

情報収集のところを、七つのご提言にあった小型ドローンをというところでございます。以前、少し資料の中で整理をさせていただいているとは思いますが、今の情報収集のところでの整理ではなくて、いろんな資機材とか、物を導入するというようなところで整理をして、先進技術の導入とかということでしたか、何かそういったところで少し整理をさせていただいたのかなという記憶がございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

それもわかるんですが、ドローンというのは情報収集のための機材ですよ、主たる目的は、画像であったり。ですから、どこに入れるかはそんなにこだわりはないですが、ドローンを有効に活用するのに何かその辺、もう少し、例えばここに、そういうた解説の中に入れるのいいのか、先ほど消防長がおっしゃったところに入れるのがええのか、私はどちらがどっちじゃなくて、非常にこれからドローンの時代が来るのかなと思いますので、ちょっとそこら辺……。委員長、どうでしょうか。

○ 小林博次委員長

だから、七つの提言の中には、ドローンで情報収集する、だから、ドローンを導入しなさいと、こういう感じでドローンが導入が決まって、現状に至っている。じゃ、その後、使い道どうするのと、こう言われたわけで、今、ご提言ありましたので、この辺は危機管理かな。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

確かに今後、ここにも今の情報収集及び伝達等の解説の中で、IT技術とか通信技術、こういったことも含めてやっていくということでございますので、もしあれであれば、この中に事例としてドローンという言葉を入れるという考え方もあるのかなということ、この部分での訂正をやらせてもらえればというふうに思いますので、そちらのほうで検討したいなというふうに思っています。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

逐条解説はわかりやすいほうが、後々のことを考えていいと思いますので、委員長、その辺でご検討いただければと思います。

○ 小林博次委員長

わかりました、はい。

ほかに。

(なし)

○ 小林博次委員長

ここは、こういう修正をしたということによろしいですね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それで、次に進めていきたいと思います。

次は、条文素案の検討に向けた調査研究ということで、1枚目の骨子素案の一番下に19から35まで書いてありますが、そのうち、19から26の8項目、これについて取り上げていきたいと思います。とりあえず、委員の皆さんから提案のございました20、25、26、この三つについて検討させていただきたいと思います。これを一括して説明をしていただきますか。

それでは、20は危機管理。

○ 蒔田危機管理室長

おはようございます。危機管理室長、蒔田でございます。

それでは、お手元のタブレット、ちょっと少し一つ戻っていただきまして、06の危機管理監をおあげいただきたいと思います。資料としては、本日223ページという、ちょっとボリュームのあるような資料をちょっとつけさせていただいております。先ほど委員長からもありましたけれども、冒頭の三つを順にご説明をさせていただきます。20番、25番、26番ということで、お手元のタブレットをお開きいただきたいと思います。

まず、3ページからになりますけれども、3ページから私どものほうで避難行動要支援者制度という制度を、実はつくっております。その制度につきましての資料ということでおつけをさせていただきます。

○ 小林博次委員長

分厚いやつや。

○ 蒔田危機管理室長

特に4ページ、次のところへ送っていただきたいと思いますが、4ページには、避難行動要支援者の、災害対策基本法の法改正がございましたので、その根拠の部分が波線でも示させていただいてありますし、この表現の中で、現行といいますのは法改正の前の状態ですので、いわゆる旧の形ということで捉えていただけるといいと思います。

当市、四日市市においては、避難行動要支援者名簿の形の前に、実は、災害時要援護者台帳という名簿を実はつくってございまして、そちらのほうでの取り組みがあって、それを盛り込んだ状態で今回の避難行動要支援者の名簿をつくってございます。

内容的には少し飛ばさせていただきますけれども、次は、少し飛びますけれども、10ページのほうをおあげいただきたいと思います。

こちらにつきましては、福祉避難所の一覧ということで、私どものほうで地域防災計画の資料編から持ってきている資料でございます。

続いては、2枚ほどめくっていただきまして、12ページからは、お手元にもございますけれども、避難所運営の手引ということで、28年度2月に実は制作したものでございますけれども、そのほうのコピーといいますか、映像をつけてございます。お手元にも原本は配付をさせていただいておりますので、この場での説明のほうにつきましては省略をさせていただきます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

それでは、引き続き、健康福祉部。名乗ってください。

○ 水谷健康福祉部次長

健康福祉部次長の水谷でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

○ 水谷健康福祉部次長

よろしく願いをいたします。

フォルダのほうですが、07健康福祉部のほうをごらんいただけますでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 水谷健康福祉部次長

福祉避難所、二次避難所につきましてご説明のほうを申し上げます。

災害発生時におきましては、まず、一次避難所——いわゆる指定避難所のほうに避難をしていただくこととなりますが——その中で、高齢者や障害児、障害者などで指定避難所での生活が困難な要援護者のほうを、まず、市のほうで把握をさせていただきます。

その後、必要に応じまして、二次避難所のほうを開設し、福祉避難所のほうへ、二次避難所のほうへ移っていただくように調整のほうをさせていただきます。

なお、福祉避難所におきましては、飲料水や毛布などの災害時用の物資は、あらかじめ市のほうから配備をしてございます。

福祉避難所を指定する際には、高齢者の施設、あるいは障害児、障害者の施設を運営している法人と、前もって災害時の二次避難所に関する協定書のほうを締結しておりまして、受け入れがスムーズに進むように取り組んでいるところでございます。

なお、設備につきましては、2ページ目と3ページ目のほうに掲げてございまして、区分の欄、空欄のところが高齢者の施設、「障」と書いてございますのが障害者の施設、「児」と書いてございますのが児童福祉施設でございまして、その右隣、受け入れ予定数が各施設ごとに書いてございます。

なお、3ページ、一番下のところに総数を掲げさせていただいております。福祉避難所につきましては64施設、受け入れ予定人数としては642人を総数として掲げておるところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

続けて、業務継続計画、25番、蒔田危機管理室長。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほどのタブレットの06の危機管理監へ、もう一度お戻りをいただきたいと思います。先ほどの続きとなりますけれども、ページの的には24ページをおあけいただきたいと思います。

こちらのほうにつきましては、業務継続計画についての資料ということでおつけをさせていただきます。当市において、平成23年の3月に作成したものでございます。

中身等につきましては、25ページの目次をごらんいただけるといいんですが、ちょうどこの策定の趣旨というのが第1章にあたり、第3章では、非常時の優先業務の選定であるとか、4章では、業務継続のための執行体制の確保等々が記載をされております。

続いて、27ページ、あと2ページほど送っていただきたいと思います。

この業務継続計画の策定趣旨ということで、少しご説明をさせていただきたいと思います。ちょうど27ページの、ちょうど本当に中ほどにありますけれども、本市における防災対策はということで、そのあたりをお読みさせていただきます。

市民の生命、身体、財産の安全確保を目的に、災害対策基本法に基づく——ちょっと括弧内省略します——四日市市地域防災計画を基本的かつ総合的な計画として、予防から応急対策、復旧、復興までのさまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

その一方で、本市は、市民に一番身近な基礎自治体として、市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても、休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は継続して実施することが求められております。

大規模地震の発生等により行政自身にも被害が及び、市役所の機能低下が余儀なくされる状況も想定される中であって、本市がみずからの責務を果たしていくためには、市の機能継続性の確保と業務の継続力向上に向けて、適切な対応をしていくことが喫緊の課題となっているということでございます。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 蒔田危機管理室長

続いて、29ページへ少し送っていただきたいと思います。

先ほども少しご説明なり、触れさせていただきましたけれども、地域防災計画の関係ということで、表がつけてございます。ちょうどその中ほどの、表の中ほどでも、いろいろ違いをしておりますけれども、特に、視点のところ、先ほど私が申し上げたところになると思います。計画期間につきましても、おおむね2週間程度というふうになっております。

少し、あと、資料を、たくさんございますので、割愛をさせていただきます。

続いて、資料のほうを少し送っていただきまして、76ページのほうへ入っていただきたいと思います。

これもちょっと表が細かくて見づらいところがございますけれども、こちらにつきましては、三重県で試行されております、三重県版タイムラインの各取り組みにつきまして、ご紹介をさせていただいております。ちょうどこのあたりが3ページ、ちょっと続いております、76、77、78と。

ちょうど三重県さんにおきましては、ちょうど78ページになりますけれども、一応タイムラインということで、どのタイミングでどのような対応をとるのかという、気象条件等を主に参考にしながら決められているものでございます。

続きまして、続いて、コンビナートの防災ということで、続きの資料もあわせてご説明をさせていただきます。

ちょうど79ページからは、地域防災計画におけるコンビナート災害に係る部分を抽出してございます。

80ページには、コンビナートの災害防止ということで、災害予防対策編に記載されているものでございますし、81ページにつきましては、その中でも、特に、特筆したコンビナート災害についての細かい表記がなされております。

続いて、83ページには、先ほどは予防編ということで私、申し上げましたけれども、83ページからは、災害応急対策編に係るコンビナート災害への対策につきまして表記がしてございます。

少し紙面を送っていただきまして、85ページからになりますけれども、災害防止協定の写しをつけさせていただいております。これにつきましては、平成27年3月1日にコンビナート事業所を含む市内の大手の事業所に対して、再締結という形で結ばせていただいているものでございます。

最後になりますけれども、89ページ、90ページに移っていただきたいと思います。

こちらにつきましては、霞ヶ浦地域公災害防止協議会、南部工業地域環境安全協議会という二つのコンビナートにかかわる協議会がございまして、そちらからの資料でございます。各それぞれ災害時の連絡ルートを示しているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、20番の要配慮者への支援、25番の業務継続計画、26番の石油コンビナートの防災対策、これらについて議論させていただきたいと思います。

ご質疑がありましたら、出してください。

○ 山口智也委員

まず、3ページ、危機管理のところの資料の3ページだったと思います。以前は要支援者台帳があって、現在は避難行動要支援名簿の取り組みを進めていただいているんですけども、一つの課題は、やはり各地区でのばらつきだと思うんですけども、以前も、本会議で一度質問させてもらったと思うんですが、現在、その後、各地区の状況は、大体どのような、今、段階なのかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

○ 蒔田危機管理室長

山口委員のほうからは、現行の避難行動要支援者名簿の作成状況とご提供状況ということで、ご質問ございました。

こちらにつきましては、地区ごとの取り組みという前提はあるものの、既にお配りをしている地区もございますし、実はまだのところもございます。この年度末をめどに、各地区においては、1回目配ってあるところは2回目となりますし、初めてのところということもありますけれども、この年度末をめどに、全ての地区においてはご提供ができる準備を進めております。過半の地区においては、もう既にお配りはさせていただいておりますので、残る地区ということになります。

以上でございます。

○ 山口智也委員

そうすると、全ての地区が今年度末をめどに整ってくるということなんですけれども、やはり進んでいるところは次の更新に差しかかっていると思うんですけども、この取り組み、やはり継続的に、やはり名簿も生き物ですので、毎年、要支援になる方が発生し、亡くなっていく方は削除していくという、そういう繰り返しの作業になってくると思いますので、市は、やはり各地区の取り組み状況を強力にやっぱりバックアップしていく必要

があると思いますので、このあたりもやはり大きなポイントだと思いますので、条例制定の際には、そのあたりの内容をしっかり盛り込む必要があるのではないかなと思っております。

続きまして、福祉避難所の部分につきまして、64施設、そして、収容が642人ということで想定されているということなんですけれども、これも以前、本会議で質問させていただきましたけれども、ポイントとしては、やはり実際に二次避難所が災害のときのマニュアルをしっかり作成し、また、それに基づく訓練を確実に実施していくということが一つのポイントかと思っておりますけれども、この64施設の、まず、マニュアルの整備状況というのはどうなっているのか確認させてもらいたいと思います。

○ 瀬古介護・高齢福祉課課長補佐

介護高齢福祉課の瀬古でございます。

マニュアルの整備状況についてお答えさせていただきます。

今、記載させていただきました64施設のうち、ほぼ9割強に当たります58施設でマニュアルは整備されておりまして、残り6施設については、引き続き、こちらからはひな形もお示ししてありますので、整備を指導といいますか、依頼をしているところでございます。

○ 山口智也委員

これは確実に進めておられるんですかね。私が以前確認させてもらったときから進めている状況なんでしょうか。なかなか進まない状況なんでしょうか。

○ 瀬古介護・高齢福祉課課長補佐

以前、ご質問いただいてから指導もさせていただいて、進めております。その中で、施設側の体制が変更があったりとかいうことで、まだできていないところもありましたので、随時、指導はしているところでございますし、期限も区切りながら、それはさせていただこうと思っております。

○ 山口智也委員

ぜひお願いしたいと思うんですけれども、大事なのはマニュアルつくって終わりということが、やっぱりそれではいけないので、しっかりそれに基づく訓練をしていかなけれ

ばいけない。これ、ほとんどできていないと思うんですけども、その後、取り組みはいかがでしょうか。

○ 瀬古介護・高齢福祉課課長補佐

この訓練につきましては、以前、一般質問でもご提言いただきまして、私どもとしても、全国でのそういう取り組みをしているところの調査をちょっとしておりまして、それを踏まえてどういうことができるかということ各施設の中の代表の方と、少し実施に向けてご相談をしているというところでございます。

まだ、具体的に各施設へ訓練をこういう形でしてくださいところまでしておりませんが、今、そういう協議をしているところでございます。

○ 山口智也委員

非常に残念なんですけれども、やっていないということだと思えます。これ、やっぱり熊本地震の反省というところをしっかりと四日市市行政も捉えて、福祉部局だけではなくて全庁的にやってほしいなというふうに思いますし、このあたりもぜひ、議会側の条例として強く訴えていきたいなというふうには思います。

それで、その避難所64施設指定していますけれども、実際にそれが機能しないということも熊本の地震の教訓からもあると思いますので、指定のところ以外のところもしっかり想定しておくということが大事だと思いますので、この点は指摘をさせていただきたいと思います。

最後に、避難所運営のところ、これもやはり要援護者支援という部分で、各地区でマニュアルを作成していると思いますけれども、各地区のマニュアル整備している中には、先進的に取り組んでいる地区にはこのあたり、記載をしっかりとされていると思いますけれども、全地区を見たときに要支援者に対する部分の取り組みが、しっかりとマニュアルに記載されているかというところを確認させていただきたいと思います。

○ 蒔田危機管理室長

山口委員のほうからは、避難所マニュアルの各地区を見たときに、どのような波及といえますか、盛り込みがされているかということで、ご質問を頂戴いたしました。

ご紹介にもございましたけれども、先進的な地区にあるところにおきましては、結構細

かい表記が盛り込まれておりまして、ただ、全体といたしますと、盛り込まれてはおりません。現状、盛り込まれてはおりますけれども、具体的に表記がなされているかというところにつきましては、なかなかのところも一部ございます。

今後も引き続いて、各それぞれ地区で作成されておりますマニュアルに、少しでも反映をしていただいたり追記をしていただくような形で、こちらとしても指導をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 山口智也委員

やはりこの災害時に一番支援していくべき方は、やはり要支援者でありますので、マニュアルに基づく各地区の防災訓練にしましても、そういった方をしっかり念頭に置いた、その方をどっちかというメインにしたような取り組みというのを、行政としてもしっかり支援していただきたいと思いますし、今般、この作成する条例にも、そのあたりの内容を強く記載していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

関連、誰。関連はどこから行こうかな。こっちから行くか。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

今の件で、福祉避難所が63施設……。

○ 小林博次委員長

64。4。

○ 早川新平委員

六十なんやったっけ。64ね。ごめん。これで、これ、果たして今、山口委員も指摘しておったけど、本当に機能して、そこが避難所たる安全な場所かというのを僕は甚だ不安に思っています。というのは、危機管理のほうが、おとし、津波浸水予測図を出しておって、海拔、特に沿岸部なんかでは、浸水というのがもう出ているわけですよ。だから、そこが果たしてこうあるんだけれども機能するかということはもう一遍考え直さんと、それで全部収容できるんだというたかをくくっておったら非常に危険があるというのは、これが1点。

それから、もう一点は、先ほどもおっしゃったように、要支援者を誰がきちっとやるか、各地域でそれが、体制ができているのか。ペーパー1枚でこうなっていますよ、それが各地域から出るのに、実際には機能するかというのを前提にしているんやけれども、ここ一番、同時期の災害、特に地震なんかにやったら、自分、個人のが必死なので、その役割、それから、民生委員とか各地域の自治会長、これはエリアが小さくなればなるほど情報はわかっているんで、その情報の流通、個人情報やから教えられないとか、いまだかつて、まだそういうところが多くあるんですよ、現実ですね。それ、私は直面しているので、私らは適当というか、はっきり言うので、個人情報、あんたを救いにいくために情報教えてくれて言うておるのに、教えられやんたら、もうほっておくわ、仕方ないのでという、ここ。これが現場では物凄く多いんですよ。そこをどういうふうにリードしていくかというのが行政の最たるもので、仏さんはこうやってつくったけど、魂が入っていなかったらそれは機能、絶対しないので。だから、そこはもう一度考え直してもらわんと、これだけの64カ所あると。特にこれ、一つ例を見ても北部の天カ須賀在宅介護サービスセンターって、うちから300mばかりのところなんやけど、蒔田さん、よくご存じやろうけれども、マイナスなんですよ、海拔。そこは浸水、出ているんですよ。そこへ果たしてやって大丈夫なのかということも机上の論理だけで考えるやなしに、現場を、実態を考えて、これはこういう時期では無理だよなということをやっぱり選択していかんと。非常に後で、同時期で災害が起こったとき、これは機能、私はすると思っていないので、非常に。だったらどうすればええんですかっておっしゃると思うんだけれども、それはリードしてもらって、これは使えないから、これはここの部分はこっちに移動するよねと。それは各事業所さんとか、各地区市民センターとか、そのところは連絡を密にして、こういう平常時に対策を練っておかんと、いざ災害が終わったら、ごった返しているんで、我先になるというのが現実なので、肝に銘じていただきたい。

以上です。

○ 小林博次委員長

ちょっと待って。コメントが出るで。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

委員おっしゃるとおり、津波が来ている場所、来る可能性のある場所というときに、津波がその場所を福祉避難所にしても、指定避難所にしても、そこを使うという形にはなかなかならないということで、そのときにはどうするのかということが1点。

それと、きのうもちょうど地区防災組織連絡協議会の役員会の中で、その話が出ました。実際に今、台帳はつくっておりますが、その一人一人の方が実際、起こったときにどういうふうに助けてもらうというか、助けるとかということの認識があるのかないのかということもございますし、きのうの話では、玄関までは出てきてもらわな、なかなか助けられやんよねという話もあったりとか、逆に、玄関までどういうふうに出てくるのかと、出て来れるようになるのかとか、いろいろそういった細かい、ある意味では一人一人を中心とした考え方に、台帳はどちらかというと強制的な台帳ですけれども、一人一人を中心にした考え方というのを、当然かなりたくさん対象の方が見えますので、それを行政と、あと、地域の方々、あと、民生委員さんとか、その方たちとどのように一人一人ができる方法というのを考えてもらえるかということ、今後、皆様のご協力を得て、私どもとしてはその先導をしていかないけないというふうなことは、今思っております。

以上でございます。

○ 永田健康福祉部長

危機管理監がお話ししたとおりでございますけれども、福祉避難所の問題も確かに642人という形で書いてあって、じゃ、実際に大規模災害になったときに職員がそもそも出勤できるのかとか、ケアをする人が集まるのかというその辺もありますので、もちろん絵に描いた餅と言われれば、その部分もございますけれども、今、可能な範囲でできるだけ人数、受け入れるところを確保して、おっしゃっていただいた訓練をこれから広げていく、そういうようなシミュレーションの中で、災害が実際に起こったときには、さらに市外、

県外、全国的な場合は、さらに救援もしながら、市外へも移っていただくことも想定しながら受けていくことになろうと思います。

万全ということでお話をしているわけではございませんが、一步ずつでもそういうことを研修、訓練等して進めたいと、現実に備えたいというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

すみません、福祉避難所の説明で、まず、指定避難所へ避難した方で……。

○ 小林博次委員長

これでよかった……。

○ 伊藤嗣也委員

よかったですか。

○ 小林博次委員長

ええ、言うてください。

○ 伊藤嗣也委員

それで、高齢者や障害児や障害者などが対象だというふうな説明やったと思いますけれども、今、四日市市は在宅療養に力を入れておるわけですね。在宅療養の方に対しては、当然、指定避難所に行けるわけがないと思うんですが、そこの辺が全くちょっと抜けておると思うので、考え方をちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

○ 永田健康福祉部長

おっしゃっていただくように、これから福祉と医療の連携、介護と医療の連携をしていく中で在宅医療を進めていけば、医療の方がふえていくと。もちろん、在宅医療を受けている方でも、家族の状況、個人の状況によって変わってくると思います。

まず、医療の面でいくと、一つは、やはり応急の救護者の関係をまず立ち上げるというのが1点、急務としてあります。そして、もう一つは、医療だけではなく介護の方でも、やはりこれから在宅で、重い方でも在宅をしていこうと思えば、その方を支援するのは誰

がしてくれるのかというのは、おっしゃっていただいたとおりだと思います。

そういう方を救っていくということになりますと、一つは地域の方の、先ほどの要支援のネットワークと申しますか、自主防災組織とか、地域の住民の方の助け合いというのが一手にあり、どうしても必要になってくると思います。

もう一点は、介護のほうで言うと、ケアマネジャーであったり、福祉の事業所のほうのネットワークの中から、普段、お世話をしている方からアプローチをしていただくというのがもう一つのほう、この二つの方法からやはり取り組む必要があるかと思えます。

これで完璧とは申しませんが、やはり、そういう二方向からできるだけ漏れがないように当たっていくということが必要かなと考えております。

○ 伊藤嗣也委員

よろしく申し上げますと、とりあえず、この場は。

それから、基本的に、まず、このような方々、弱者といわれる方々は、指定避難所じゃなくて緊急避難所にまず避難されるというふうに、集会所、公民館等ですけれども、というふうに理解しておるんですが、いきなり指定避難所ということは難しいと思いますが、ちょっとその辺の、要はご自宅におられますと、弱者の方が。それから、先ほど早川委員か、どなたが指定避難所、小中学校等へという、これまたハードルが高くなりますので、人の問題もあります。まずは、やっぱり緊急避難所というような捉え方、ただ、緊急避難所から福祉避難所というラインも、これ、想定しておかないけないのではないかと思うんですが、その辺のトータル的な、在宅も先ほどございましたが、危機管理上どうお考えなのか、ちょっとまとめていただければと思いますが。

○ 山下危機管理監

まず、個々のご自宅の状況というのはいろいろあると思います。その場面、場面もいろいろある。それで、家族防災手帳なんかにも、その場面、場面のことを書かせていただいて、当然、津波の来ないといいますが、来る可能性のないご自宅で地震があつて、そこが耐震診断されていて、そこは基本的には壊れないということであれば、すぐに緊急避難所とか指定避難所という考え方ではなくて、そこでまずは待機をしてもらうことも可能なということもございます。

それと、場所によって、例えば水害が起こるようなところであれば、緊急避難所、集会

所なんかを指定しておりますが、そちらのほうが水害には安全だということもござい
ますのでそちらということで、これにつきましては、本当に家族防災手帳で、それぞれの
家庭で自分のおる位置、場所に基づいて、そこで必ず指定避難所ということではなくて、
ただ、指定避難所というのは、基本的には長期、長く避難をしなければならないという場
合については指定避難所ということもございしますが、安全な場所に行ってもらおうとい
うのはまず、避難が大事でございしますので、指定避難所へ行くことだけではなくて、例
えば浸水の場合であれば、隣の強固な建物があればそちらのほうに一旦避難をしていただ
いたりとかして命を守ってもらおうというようなことについて、やはりこの家族防災手帳
でそういったことをご家族で考えてもらうとか、地域で考えていただくというふうなこ
とが大切であるというふうに思っていますので、そういった啓発につきましては、私ど
ものほうがしっかりと啓発をしていかないといけないというふうなことの理解をして
おります。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

いろいろ検討をこれからお願いしたいと思いますが、1点だけ検討の中にお願
いしたいことは、ご自宅であったり緊急避難所、指定避難所、いろんなところでそ
の方に応じた形でおられて、避難される、していただく方が出てくると思
うんですが、例えば電柱が倒れておったりして、実際にどういう手段で、例
えばお助けする方がおられたとしても、実際に福祉避難所へ運ぶのもいろ
いろ難しい場合も出てくるんやと思いますので、その辺も含めて検討の
ほう、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしい。

○ 豊田祥司委員

済みません。福祉避難所のちょっと考え方で、これは、ここに避難される方
というのは介助者と一緒に避難されるのか、要は介護される方がここ
に来て、職員さんが支援するのか。たしか介助者と一緒に行くという
ような感じで聞いたと思うんですけども、そうす

ると、この受け入れ人数というのが、介助者を入れた受け入れ人数なのか、この倍の1200人、その介助者を入れて入ることができるのかというその辺のところというような考え方、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですが。

○ 瀬古介護・高齢福祉課課長補佐

この人数については、まず、原則としまして、施設の職員さんは、施設入所者の方の対応をしますので、基本的には、そのスペースをそういう支援が必要な人でも対応できるようなスペースとしてお渡しする、あるいは、設備的にも整っているということであると。若干の介助のお手伝いをするんですが、直接の介護の部分はご家族でやったり、もう一つの方法としては、実際に入所されたら、例えばホームヘルパーさんであるとか、外部からの介護のスタッフ、あるいはボランティア等で支援をするという形になっております。

この人数の枠としましては、介助者も含めた人数が基本ということになっております。ただ、そのスペースとして、そういう方であれば、ベッドとかも特別なベッドは必要ないというところで、若干のプラスマイナスはできるかと思いますが。

以上でございます。

○ 豊田祥司委員

ありがとうございます。

本当に訓練が必要やなというような、もう本当に。あとは、この半分の方が介護者で、受け入れられるということは、数的に本当にそれでいいのかというのも疑問なところもありますし、その辺ちょっとちゃんと進めていただきたいなと思います。

○ 小林博次委員長

これ、答弁ええですな。要望やね。

○ 豊田祥司委員

はい。

○ 加納康樹委員

じゃ、違うところへ行ってもよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。はい。はい。

○ 加納康樹委員

じゃ、石油コンビナートの防災対策というところで、まず、常任委員会の質疑にならないように、特別委員会としての質疑になるように発言をしていきたいというふうに思っておりますが、これ、大分月日がたちちゃったので、この石油コンビナートの防災対策として載っていないんですけれども、でも、せっかく条例をつくるので、やっぱり四日市市の条例なので、石油コンビナートに関するところというのが出せるものなら出したいなという思いがあるのはあります。

ただ、これ、私が提案をしているんですが——提案をしたときのことに、きょう初めてこの特別委員会にご出席の理事者の方、もしかしてご理解していない方がいるといけないので改めて言うんですが——私として提案をしたのは、条例というところとはちょっとずれるのかもしれませんが、石油コンビナートの特有の危険も考慮したコンビナート地区の防災マップ、避難マップ、こういうものが必要なんじゃないんですか、こういうことも考えられませんかということを、もう半年前になるんですけど、提案をさせていただいておまして、省略すると、コンビナートの防災対策ということになるので、きょうもこんな資料なのかなというふうには思っています。

ぜひ、ですからお願いしたいのは、防災マップでちょうどコンビナート地区の防災マップが出ているんですけど、要望は、私のイメージとしては、こうやって防災のマップがあって、これだけ浸水しますよというのが出ていて、でも、これだけ浸水するとしたら、このタンク燃えますよというのがあってもしかるべきなんじゃないのかなと。ここのタンク、火のマークがあって、これだけ浸水するからには、こことここには火の手が上がる。だから、そっちに向かって逃げちゃいけないよという、そういうものが必要なんじゃないですかということを言っています。

この防災マップ、表面にはちゃんと避難方法、避難経路ばっちりよとなっているんですけど、これ、炎が上がる云々の前提も加味すると、この避難経路って全然変わってくると思うので、そういうところもぜひぜひ配慮していただいたような、特別なコンビナート地区用のマップというものも必要なのではないかということを特別委員会としてつくるとい

うよりも、特別委員会として理事者、そして、事業者の方に協力を願えたらというところで、この項目が起こっておるというところを改めてご説明もさせていただいて、せっかくなので条例のところにも、そこの要素まで入らなくていいんですけど、四日市市として独自の項目というのはぜひ入れてほしいなというところでもあります。

以上です。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

加納委員のほうからは、コンビナート災害といろいろ自然災害で起きるハザードといえますか、そのあたりの絡みと、それに伴って、命を救うための避難ということも力説をされております。

私どもにつきましても、委員が最後のほう、後段でおっしゃってみえた、なかなか、例えば火点というところと変ですけども、火が出たところによっては、避難経路の設定が非常に難しいというのをもちろん承知しております。

今後、例えば可燃性ガスとか、危険物の漏えいとか、いろんな災害の想定が実はされておりまして、その災害の状況の様子であったり、当然ながら、避難をする場合に、津波の場合ですと山側のほうに、要は海拔の高いところへ避難してくださいということで、ある一方向の啓発で済むんですけども、この場合は、先ほども申しましたように、災害の状況によって違うとか、風向きによってももちろん違う。それと、やっぱり危険区域の設定等のそういう範囲によっても違いますので、今後は、どういうことがマップであったり、皆さんにお示しができるかもちょっと含めまして、ちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

改めての発言になりますけど、コンビナート地区用のマップというものを、この防災対策条例調査特別委員会が走っているうちにどうのこうのとは思っていないんですが、この委員会としてそういう視点も必要なので、そういうところも含めた市民に対しての啓発のものが必要だということだけは、ぜひ理事者の皆さんにご理解をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○ 小林博次委員長

その避難とかそのあたりは、(21)の避難対策のほうで、地域の住民を含めたそういう防災訓練、こういう取り組みの中に含めていくかなというふうに議論をしました。条例にはうたい込む。

答弁、もういいですか。

○ 加納康樹委員

はい。

○ 小林博次委員長

20、25、26で質問あれば。もう、いいですか。

○ 森 康哲委員

ハザードマップなので、これ、地震前提で津波が来るとこういう状態になるということなんでしょうけど、その前、地震が来たら、液状化が起こるおそれがある地域でもあると思うんですよ。沿岸部はいろんなところで液状化が起こると。そうすると、緊急輸送道路や防災道路がどこの道が指定してあって、避難路はどういうところを通れるのか、復旧するのはどこの道路を優先して復旧するのかとか、そういうのを、やはりどうせつくるなら、そういうところまで網羅した表示をしていただけると、一つの、これ見たら、大規模地震のときにはこういう避難をするべきなんだなというのが見えるようなものにしてもらわんと、これやと浸水だけで液状化のやつが全くわからない。あわせてそれも考慮した地図づくりをお願いしたいと思います。

要望として。

○ 小林博次委員長

答弁する。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

いろんなハザードを盛り込んでいくということは大切だというふうに思っております。ただ、1枚の地図の中に、どういう形で盛り込むとそれがわかりやすいのかなというのだけは、少しいろいろ……。ホームページであれば、重ねるとかそんなこともあるのかもわかりませんが、ペーパーベースでいくと、どういう形が一番見やすいのかというのは十分研究をさせていただいて、できる限りのハザードが一目で見えるような方法というのを研究していきたいというふうに思っております。

○ 小林博次委員長

よろしいか。一つに入れるとくちゃくちゃになるので、多分複数になるやろうなと思う。そのあたり、ちょっと検討させてください。

○ 森 康哲委員

もう一つ言うと、その福祉避難施設も結局冠水するところ、沿岸部にもたくさんあるわけですわ。じゃ、より災害時に弱い人たちが避難するのに、どこを通過して避難できるのかというのは大切な問題だと思うんですね。車が使えない場合とか車椅子が通れないところとか、たくさん出てくると思う。そういうことを言い出したら、一つのマップには当然落とし切れない。だけど、いろんなところを網羅したものでカバーしていくしかないと思うんですよ。そういう工夫は必要やと思いますので、あわせてお願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

加納委員に関連すると思うんですが、このようなコンビナート火災の地図等をご検討いただくと思うんですけど、できたら地下を配管が走っていますよね、コンビナートのいろんな製品。それも同じような危険性があると思うんですね。だから、コンビナートだけじゃなくて、同じ地下を走っておる管のほうも含めてご検討いただきたいということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 小林博次委員長

大体きょうのところ、こんなところでいいですか、これ。ちょっと10分ほど休憩をしたいと思います。南側の時計で15分再開。よろしく申し上げます。

○ 小林博次委員長

それでは、委員会を再開します。

20、25、26、この件について何か。早川さん、よかったのかな。

○ 早川新平委員

先ほど加納委員が指摘をされていましたが、四日市市というのはやはりコンビナートというのが、第1から第3まで沿岸部にあって、そして、その郊外と同じように住工が隣接している。それに対しては、その住民というのは非常にやっぱり不安を持っておるといのは、これが一番大きなところ。そこをどう対処していくかという、先ほどから83ページとか、ずっとコンビナート防災とか、重大事故対策とか、列記はしてもらってあるんやわな。

だけでも、通り一遍ではなしに、やはり四日市市の背景として、住工が隣接をしていて、そして、毎年と言っていいほど重大な事故が起こっているという現実があって、企業さんの責務というところもあるんやけど、企業は災害を起こしたくて起こすわけではないので。だから、そこをどうするかって非常に難しいところで、先ほど伊藤委員の指摘やったかな、地下のパイプを何かしておるとか、そのところの企業の、企業秘密というのかな、網羅できないとかそういったところがあるのと、その境というのは非常に難しいところがあって、そのパイプラインでつながれておって、その中では、企業としては放射性同位元素も使っておるやろうしとかというところ、そういったものの事故に対して、あるいは未然に防ぐ、あるいは出た、発災後というのをどういう対策でしているかというのは、こういうふうに、先ほどから、特に83ページなんかは見せてもらうという、重大事故対策とか書いてあるんやけれども、事前にいかに、どういうふうにするかという注意喚起、そのところは啓発としてはどういう手段で企業さんと行政が、特に消防さんになるんやろうけど、コンビナートは。そのところをどういうふうな定期的な会合を持っておるなり、それぞれそこにお住まいの住民の方の安心・安全というところの対策というのはされているのか

などというのをちょっとお伺いしたい。

その結果として、やはりここはやっぱり欠けているでしょうとか、そういったところ、あればお願いをしたいです。

○ 坂倉消防長

消防長の坂倉でございます。

早川委員おっしゃられるように、やはり四日市市の防災を語る中で、コンビナートは避けて通れないと、これはもちろんそのとおりでございます。いろんな災害、コンビナート等災害防止法とか、地域防災計画とか、三重県のコンビナート防災計画とか、いろいろ計画があるわけでございます。

それと、もう一つは、やっぱり地域の方々にどのようにこういう情報を提供するか、しているかということもでございます。先ほど資料の中には、震地区、それから南部地区、これ、第1、第3。第2コンビナートは、ちょっと行政が関与を特段してはございませんけれども、地域と事業所との情報共有の場というのもございます。

そういった中で、定期的に企業側から情報を提供してもらおう。それから、行政から、先ほど年間のコンビナートに消防車が出動した回数なんか情報提供をさせていただく。そういった形でいろんな情報提供をさせていただいておるとというのが今の現状でございます。

それから、先ほどおっしゃられた、パイプラインの関係でございますけれども、まず、事業所の外を通っている——いわゆる一般市民の方々の近くを通っている——ものに関しては、これは私どもでは、これは消防法で申し上げると、これはきちんと標識をつけて、そこに品名とかをちゃんと書きなさいと、こういうルールがございます。そういったルールがありますもので、それをその地図上に落とすということは特に企業秘密とかということではないと考えております。

ただ——これは多分、高圧ガスのほうは同じだと思いますけれども——それ以外にもライフラインの、普通の都市ガスとか、いろんな地下埋設物が入っているので、それをどう、どのレベルまで、今いろいろとご提案がありました、地図に落とすしていくかというのは少しいろいろ検討しなくちゃいけないかなとは思っています。

これ、縦割りににはなったらあかんと思いますので、消防は危険物ということですがけれども、先ほど言われましたような、できるだけ市民の方が知りたい情報、おっしゃるように、企業として出せない情報も多分あるかもわかりません。ただ、命にかかわる情報になると、

多分、法律ではほとんどが広く標識をつけなさいとかというふうになっておりますので、少しそこら辺のところは整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、いろんな法律なんかでも、地域の人たちにいろんな情報が出るようになっておりますし、いわゆる災害防止協定をもとに、一つの地区地区ごとにもいろんなコミュニケーションの協議会が開かれておるといのが、今現状でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

地図へ落とすというのが、これが目的ではなしに、事故を起こさないというのが、これが大前提。それで、命の大切さを超えるものというのは、僕はないので、その中で、地元の方たちが、今、消防長がおっしゃったような、きちっと表示をなさいと、それを目視することによって地域の間人間というのは、こういう形でこういうものが起こっているって、こういうものには注意をしなければいかなんという啓発にもなるので、そこはしなければならぬってなっているんやったら、今のお話やと、100%になっておるとは、私は感覚的に、思っていないんやけど、そういったところはきちんとやる。そこは信頼関係なんやわな、地域の方々の。だって、四日市市というのは、グリーンベルトでも覆われていないので、きちっと住工が隣接しておるといので、コンビナートに対する危険性というのは非常に重たい。特に第3なんかやったら、一応、霞ということで入り口から離れているんだけれども、第1なんかは隣接して道路1本なんだよね。そのところというのは、地域と色々な防災協定を結んでみえるんやけれども、協定で全部、じゃ、終わるのかということではなしに、ソフトの部分でも地元とは深くやっぱり説明をして、安心・安全というものを理解してもらっていくような努力はしていただきたいなとは思っています。

それ以外は、消防で解決していくやろうと思っておるのやけど、よろしく願いいたします。

○ 坂倉消防長

消防長の坂倉でございます。

委員おっしゃられるように、私ども、今がベストということではないと思っておりますし、当然、住民の方々の不安というのは常にあるというようにも認識をしながら、いわゆ

る市長部局とも十分連携しながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 早川新平委員

よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員

関連でいいですか。今、消防長が埋設管のことをおっしゃられたんですが、私が質問したのは埋設管、つまり加納委員がコンビナート火災のことを聞かれたもので、埋設管、つながっていますから、その埋設管が爆発するとか、火災を起こすとかということは何ったんです。どこを通っておるかを聞いたんじゃないです。だから、そういうその管が緊急遮断弁で、もうあと全部、例えばシャットアウトされて、何の被害も起こらんと切り切れるのであれば、ここ通っておるだけでいいんですけれども、それが爆発ということ踏まえたことを検討してくださいということ聞いたので、ちょっとここでつけ加えさせてもらいます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

関連で。89、90ページにコンビナートとの災害防止協議会の連絡の地図が書いてあるんですけども、霞も南部もどちらも消防団が何も入っていないですね。コンビナートと行政、または地域、地区市民センターとかは書いてあるんですけども、一番の災害時の防災リーダーである消防団が、連絡が全く行かない状態になっていると思うので、この辺、現状をちょっと教えてほしいんですけど。

○ 坂倉消防長

この霞協議会、それから南部の協議会、両方ともございますけれども、まず、これにつきましては、企業さんがいわゆる事務局、それから、うちの環境部が事務局、それに消防、危機管理と、いろいろ絡ませていただいております。これは何かトラブルがあったときの、

一応連絡網という形でございます。

先ほどご指摘のとおり、ここのラインに、地元の消防団に直接入るルートは、今ございません。もちろん、消防本部から消防団に情報を入れるというような、一つ、そのルートはかなり速いルートで出動をかけたいというところでございます。

ただ、例えば消防車が出ないとか、分団にも情報が行かないとかというケースも、仮に、もしかあるかもわかりません。そういった面も含めて、今ご指摘のある、地元の消防団への連絡をどのようにするかというのは、この両協議会の事務局とも十分協議をさせていただいて、その点について、消防本部ルートでうまく伝えたほうがいいのか、それとも企業から伝えたほうがいいのか、ちょっとそこところは検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

ぜひ、これは条例の中に盛り込んでいただきたいのは、情報の共有ですね。地域とも当然、発災箇所からの情報をいち早く知らせる、すべき措置として消防団も各地域の中に、別に住民としているわけなので、そこでの情報の共有というところの大切さを条例の中にも盛り込んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 小林博次委員長

はい。ありがとうございます。

20、25、26で、特に20なんかでは、自分で自分の身をどう守るの、今、公助の話で大體議論が進んだと思うけど、これはどうやって助け合いして避難所に連れていくの、こういう点も含めて、事項をこうやってしてほしいという要望の中にはきちっと入れるような、そういう配慮をしたいなど。条例文そのものはシンプルに、誰が見てもわかりやすい、そんな格好で集約をしたいと思っていますから、全部そこに集約できるというのはちょっと難しいかと思うので、こうやってしてほしいよという中に、きちっと明記もするような整理のほうがいいのかなど。

それで、先ほどの論議の中で、例えばコンビナート関係やと、8番目に議論します地域防災計画への反映、だから、地域で決めてもらった防災計画にそういうものを入れ込んだものをつくって、それを条例で保障する、こういう考え方でいったらいいのかなと。

これ、最初の骨子の中の5番目では、市民の役割とか、それから事業者の役割、パイプ

ライン、ここ通っていて、ここ、避難路危ないよというやつは、あらかじめ事業者の役割の中ではっきりしてもらおう、こういうような整理の仕方をしていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その次の項に移りたいと思います。その次は、19、21、22、23、24。この19が防災に関する知識の普及、それから22が避難所の整備、それから23がボランティア活動への支援、24が豪雨等の浸水対策、こういうことを取り上げていきたいと思いますので、それでは、順番にご説明いただきたいと思います。

まず、19は危機管理室やね。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

それでは、もう少し、またタブレットを戻っていただきまして、06危機管理監をおあげいただきたいと思います。

ちょうど先ほどの続きとなりますので、ページにつきましては、91ページからとなります。

今回、ご説明をさせていただく防災に関する知識の普及等につきましては、この資料でいきますと170ページまで実はございますけれども、もう既にお手元に、家族防災手帳の大人版、こども版の実物のほうを配付させていただいております。あわせてごらんをいただければ助かります。ちょうど家族防災手帳につきましては、各戸配布を実はいたしております、毎年毎年、新中学校1年生になられるときに中学校1年生の方に配布をさせていただきます。

また、家族防災手帳のこども版につきましては、過去の災害事例等を少し記録ということで記載を細かくさせていただきながら、これは小学校4年生の方を対象に、新たに小学校4年生になられる方を対象にということで、その時々にお配りをさせていただきます。

ずっとページのほう、ちょっと進めさせていただきますけれども、一応、家族防災手帳の大人版、こども版ということで、先ほどご紹介をさせていただきました。タブレットにおきましては、162ページまでということで、それぞれの紙面をこちらのほうに移しておりますので、実物の冊子のほうでごらんをいただければなと思います。

続きまして、163ページからは過去の地震災害の事例ということで、こちらのほうにも

地域防災計画の資料編から持ってきております。これも、参考にごらんいただければと思います。

引き続きまして、これも同じく地域防災計画からでございますけれども、169からは、先ほども少し話題に挙がっておりますけれども、液状化の危険の分布という資料につきまして、その部分のみ抽出をしてお出しをさせていただいております。

こちらが、19番の防災に関する知識の普及等につきましては、以上で説明のほうを終わります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、続いて、22の避難所の整備。

○ 蒔田危機管理室長

それでは、お手元のタブレットの続きとなりまして、171ページから209ページまでご案内をしたいと思います。こちら、先ほど申しました、地域防災計画の資料編からということで取り出しをしております。

171ページには指定避難所、緊急避難所及び津波避難ビルの一覧表ということで、つけさせていただきます。181ページまで資料としては続いております。

引き続き、182ページ、これも同じく地域防災計画の資料編からでございます。指定緊急避難場所の一覧表ということで、こちらの表としては、各ハザードが実は表の左のほうにございまして、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫ということで、それぞれのハザードに応じた指定避難所、避難場所は丸印でわかるようにしてございます。

それでは、引き続きまして、187ページのほうに移らせていただきます。

187につきましては、備蓄資機材の一覧ということで、それぞれ私どもで保有しております安島の倉庫、それと南部の拠点防災倉庫、垂坂の公園の倉庫、それと南部丘陵公園の倉庫、四つの拠点倉庫における備蓄資機材の一覧表を載せさせていただきます。これがちょうど187、188でございます。

引き続き、189ページからは各地区に配備をしておりますコンテナであるとか、物置タイプの倉庫に保有しているものを一覧として載せさせていただきます。こちらの

ほうが206ページまで続いております。

それで、最後になりますけれども、避難所の整備状況、計画の中で整備をいたしております防災井戸と浄水器と特設公衆電話ということで、その施設の整備状況等をつけた部分が209ページまでということで、以上となります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

じゃ、教育委員会。

○ 今村教育施設課参事・課長

教育委員会の教育施設課長の今村でございます。

私のほうからは、タブレットのほうの09教育委員会、一番下のところをごらんください。こちらのほうで5ページの資料を用意させていただいております。そのうちの3ページのほうをごらんください。

小中学校における貯水槽という形のほうで書かせていただいております。ただ、貯水槽につきましては、現状、上下水道局さんのほうで耐震型緊急用貯水槽という形のほうで50t級のほうを、河原田小学校と富田中学校にという形のほうで設置のほうをしていただいておりますので、貯水槽としての名目では、学校のほうは設置しておらないわけなんですけど、受水槽の設置状況という形のほうで、小中学校60校のうち、小学校につきましては38校、それから、中学校については22校に受水槽のほうを設置させていただいております。米印のほうにつきましては、団地集中配水方式と直圧方式という形のほうで直接給水のほうを受けておりますので、この部分については、受水槽の設置はされておられません。

あと、緊急遮断弁のほうにつきましては、現段階、取りかえとともに行ったところについては、緊急遮断弁のほうを小中学校24校のほうについては設置しておる状況でございます。

では、次のページをごらんください。

マンホールトイレの整備状況という形のほうでいただいております。非常用の便槽整備状況につきましては、小中学校の公共下水道の接続に伴いまして、不要となった浄化槽を災害時の便槽として利用できるように改造を行わせていただいておりますのが現状でございます。

平成26年度の四郷小学校のほうから、今年度29年度までの内部小学校まで、現在のところ、4校について整備のほうを終わっております。

あと、今後の予定につきましては、上下水道局の水道接続に伴って、予定としましては33年度の八郷小学校のほうが予定をしております。

次、最後の5ページのほうをごらんください。

あと、他の自治体で一つの小中学校に複数の体育館を建設した事例はないかという形のほうで、ちょっと調べさせていただきました。ただ、文部科学省とか、三重県のほうに問い合わせたところ、そういったデータがないという形のほうでありましたので、こちらのほうでインターネット等でヒットした情報について、4校を挙げさせていただいております。

基本的には、学校の児童数がふえたという形について足りない部分について、その部分について第2体育館のほうをつけたという形のほうになっております。財源等につきましては、国の負担金のほうを利用させていただいております。内容としましては、ちょっと十分なものではないんですけど、そういった形になっております。

教育委員会としましては、以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、ボランティア活動支援、健康福祉部。

○ 水谷健康福祉部次長

健康福祉部次長の水谷でございます。

恐れ入ります。07健康福祉部のほうの4ページをごらんいただけますでしょうか。07の健康福祉部の4ページ、災害ボランティアについてでございます。

こちらでございますが、私ども健康福祉部と、それから市民文化部、危機管理監、この3部と四日市市社会福祉協議会——以下、市社協と申し上げますけれども——市社協との連携の中でボランティア活動への支援を進めさせていただく形になります。

フローでございますが、災害発生直後には、まず、市社協のほうで災害ボランティアセンターのほうの設置をしていただきます。こちらの市社協の災害ボランティアセンターのほうで、被災状況であったりボランティアニーズの把握をしていただいた後に、災害対策

本部とも調整をさせていただき、市として災害ボランティア本部、こちらは本部長を社会福祉事務所長とし、それから、副本部長を市社協の常務理事として、災害ボランティア本部を総合会館の中に立ち上げます。

災害ボランティア本部の中で、被害状況の把握、情報収集をした後に、フローの4でございますけれども、ボランティア本部会議を開催し、ボランティア本部会議の中で災害ボランティア情報センター、あるいは災害ボランティアセンターのサテライトの設置の可否の検討をいたします。

この総合会館の中にボランティア本部を設置するわけでございますけれども、例えば三重県であったり、三重県社会福祉協議会であったり、そういったところの外部との情報のやりとりであったり、被災地との情報のやりとりをする、そういった目的でボランティア本部の中に情報センターを立ち上げて、あわせて被災地に災害ボランティアセンターのサテライトという形で設置を行います。

こちらは、想定としては地区の市民センターの、いわゆる軒先を借りたというふうな形で、災害ボランティアセンターのサテライトの設置をするという形になります。

続いて、5ページをごらんください。

災害ボランティア情報センターの中に災害ボランティアの電話相談窓口を設置し、対外的な部分での情報を集めたり、ボランティアさんとのいろんな被災状況の確認であったりというような情報を、一手にここで集中して把握、管理をすることになります。

集まっていたボランティアさんには、7番のほうでボランティア保険にも加入の手続きを進めながら、8番のほうで災害ボランティア活動支援として災害ボランティア本部のほうから、被災地であるサテライトのほうにボランティアさんの輸送などをさせていただき、そういうふうな流れになります。

また、非常に災害が大規模な場合におきましては、県外からもボランティア派遣の要請であったり、受け入れであったりというふうなところを担っていく必要がございますので、そういった場合には、この9番のほうで災害規模に応じて県外ボランティアを受け入れし、災害ボランティアセンターのサテライトのほうに災害ボランティアの派遣をさせていただくというふうな流れになっております。

簡単でございますけれども、6ページのほうで簡単なフロー図を示しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明のほうは以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、24、豪雨等の浸水対策。

○ 川島下水建設課参事・課長

下水建設課長の川島でございます。

豪雨等の浸水対策、資料は05の上下水道局・都市整備部をごらんいただきたいと思えます。その19分の16ページからが上下水道局の部分でございます。

上下水道局では、下水道による浸水対策としまして、国の交付金事業を活用しましてポンプ場や雨水幹線などの整備を進めております。19分の16ページに現在の事業計画認可区域を示しております。各排水区の計画対象降雨につきましては、凡例のようになっております。平成28年度末の事業計画認可区域面積対象としては、4670haとなっております。

19分の17ページにお進みください。

事業計画認可区域に対しまして、今現在、雨水幹線が整備し終わっておる区域が2901ha余りとなっております、事業の進捗率としましては62%となっております。補助事業外の区域も含めまして、浸水対策の対象区域全体としましての都市浸水対策達成率というものに関しましては50%となっております。

地図でいうところのグレーの部分が、雨水幹線の整備が進んでおるところでございます。沿岸部にポンプ場が配置されておるのがわかるかと思えます。20カ所が今現在稼働しております、新たに吉崎ポンプ場と新南五味塚ポンプ場を現在建設中でございます。

中心市街地につきまして、19分の18ページに詳細を示させていただいております。中心市街地につきましては、諏訪公園調整池、中央通り貯留管というものを補完施設として整備をしております、浸水対策を行っております。また、これから浜田通り貯留管の整備を進めて、対策を進める状況となっております。

以上です。

○ 伴河川排水課長

河川排水課長、伴でございます。

同じ資料の最後のページとなりますが、19分の19をお願いいたします。

こちらのほうで、現在、市のほうで行っております河川整備についてご説明をいたします。現在、市におきましては、国からの交付金事業としまして、朝明新川、米洗川、源の堀川の三つの準用河川の整備を進めております。あわせまして、普通河川の三鈴川におきましても整備を進め、治水安全度の向上を図っております。

本年度におきましては、準用河川の米洗川と朝明新川におきまして河川拡幅の工事を進めており、また、準用河川の源の堀川と普通河川の三鈴川におきましては、河川拡幅に向けた設計や拡幅に必要な土地の取得に向けた作業を進めております。

なお、それぞれの位置は19分の19にお示しする箇所となっております。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

私どもの、タブレットでいきますと、06の危機管理監へ、申しわけありません、一つ戻っていただきたいと思っております。

私どものご用意させていただいた資料の、いよいよ最終となりますけれども、ちょうどそちらの210ページからおあけをいただきたいと思っております。こちらにつきましては、お手元にも配付をさせていただいております、現行の防災マップの一部を切り取った状態でお示しをさせていただいております。

211ページも同じ紙面からの部分でございます。こちらにつきましては、内水氾濫の想定図ということで、これも一部ですけれども、おつけをさせていただきました。

次へちょっと進んでいきますけれども、212ページには、今現在、私どものほうで整備をしております水防倉庫の一覧表と、その下段には、それぞれの水防倉庫で保有しております土のう袋とかスコップの保有量を記載してございます。

引き続き、213ページへ参りたいと思っております。213ページからは、四日市市における過去の風水害事例ということで、こちらにつきましても地域防災計画の資料から添付をしております。

217ページからは、今度は、四日市市を初めとしまして、全国の風水害事例というのを

載せさせていただいてあります。この資料が223の最終ページまで続くことになっております。

以上で説明を終わります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

事務局から、21番、避難対策について説明をいたさせます。事務局。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

今度は、フォルダのほう、08議会事務局のほうをお開きいただけますでしょうか。

(21) 避難対策に関する資料といたしまして、避難対策に関する他自治体の事例を、事務局のほうで資料を取りまとめのほうをさせていただいております。

最初の資料をめぐっていただきまして、2ページ目に目次がございます。事例を大きく三つの分類で分けまして、①家庭等における取り組み、②地域等における取り組み、③事業者における取り組みという資料構成で、ご準備のほうをさせていただいております。

それでは、3ページをお開きください。

こちらは飯田市の事例でございますけれども、記載のあります地域で、平成27年になりますけれども、避難計画づくりというページを設けまして、タイトル、わが家の避難計画づくりとして、身の回りの環境をもとに、別な安全な場所で身を寄せる事前避難、あるいは、外出自体が危ないときに難を逃れる垂直避難などの緊急避難の手順を考えるものとして、こういうものの取り組みを推進しています。

この地域は急斜面が崩落する危険性が高いということで、20回を超すハザードマップ説明会などを開催して、市職員らを交えてこの計画づくりを後押ししているというような事例でございます。

その次のページ、4ページにはそのシートの内容がございますので、ごらんください。

次、5ページですけれども、和歌山県のほうで、これはグループワークなどをもとに、一人一人がどのように避難するのかというのを各自で検討するような取り組みということで、一人一人の避難計画をつくるというような事例でございます。

6ページに行きますと、その策定に当たってマイマップということで、みずからの自宅

の場所ですとか避難場所、避難場所までの経路等々を記載する形で、常に見えるようなところに張っておくという事前の対策事例。

7ページのほうには、それをもとに一人一人適切な行動をとっていただくような避難カードを県が作成して、これを家族などで話し合っ、常に携帯して、皆さんの命を守っていただくようにつなげていただくという取り組み。これも、啓発動画なんかも県のほうでつくりながら普及に努めておるといふものでございます。

続きまして、8ページのほう、これ、佐世保市の事例で、災害自己診断シートの配布ということで、広報にシールを入れたシートを配布して、いざというときのための準備というのを皆さんで考えていただくというきっかけづくりにさせていただいておるといふようなものでございます。これ、どのようなシートかというのが、9ページから11ページまでございますので、また、ごらんのほういただけましたらと思います。

それから、12ページのほうには、これはマイ・タイムラインの作成の支援、常総市でございすけれども、これはモデル地区を指定して、その住民の方ですとか市の職員、警察、消防の方、県等々、皆さんで集まってそういう検討会を設置して、一人一人がそれぞれの環境に合ったタイムラインをみずから検討するという取り組みを進めているという事例でございす。自分たちの住んでいる地区の洪水のリスクなんかを知っていただいて、それを避難につなげていただくという事例でございす。

続きまして、16ページ、横の資料になりますけれども、これは和歌山県で沿岸部の学校とか保育所にライフジャケットなどを配布していると。津波がすぐにやってくるという地域で、そういう取り組みですとか、その次の15ページには、熊野市のほうで、熊野市に住所を有している障害の方とか、そういった方にライフジャケットを配布しているという事業をしているという事例でございす。

続きまして、16ページからは、今度は、地域における取り組み、共助の視点での事例ということで、16ページから18ページまで、横浜市の事例でございす。資料のとおりなんですけれども、お隣、皆さんで小さな単位で、おとなり場カードというのを考案して、それを活用して組単位でリーダーの方が保管しながら、地域で顔の見える関係づくりということで災害時に備えていただくと。そこでグッズとかなんかもそろえながら皆さんで準備して、地域で準備していただくというものでございす。

18ページには、これ、災害が起こったときの被災状況のカード、こういったものも事前に役立てていただいて、被災時の迅速な対応を地域でやっていくというふうなものでござ

います。

19ページのほうは、これ、武蔵野市の事例で、これも大規模団地での避難対策ということで、訓練をする中で、例えば避難済みの場合は、マグネットを張って、すぐに安否の確認ができるような取り組みということで、訓練を通じてこういうのをしておるということでございます。

20ページからは、これは安否確認に当たっての工夫した取り組みということで、熊野市の事例、黄色いハンカチ、在宅であるとか避難しているとか、そのあたりを表示したもの。あるいは、21ページの富士宮市、これの黄色いハンカチ大作戦、こういったもの。それから、23ページですけれども、相模原市のほうで安否確認に当たって、そういうステッカーなどを張って、すぐに確認ができるような取り組みということで、これも同じく訓練を通じた形で進めておるということでございます。

24ページのほうも、同じような安否確認の方法の手段のステッカー。助けが必要です、在宅者無事ですという、ステッカーを状況に応じて使えるようにということで、事前に準備しておるというものでございます。

25ページですけれども、これ、飯田市の事例で、親戚や友人宅など事前に各自が結んだ、個人でパートナーシップ協定というのを結んで、行きやすい場所に、安全な場所に車で行ったり、近くだったら歩いて行ったりすると思うんですけれども、そういう試みを訓練を通してやっていると。指定避難所も含め、それ以外の方法もちょっと検討するという中で、新たな手法の試みとして取り組んでいるという事例でございます。

最後、27ページ、28ページですけれども、これは事業者における取り組み事例ということで、27ページのほうは富士市なんですけれども、工業団地で、そこで事業者間で協力、連携を図りながら組合単位の地震防災計画を策定したり防災訓練を実施して、また、その津波対策という形で高所の事業者を避難先とするような、津波避難マップを皆さんが協働して、どう避難したらいいのかというのを共助の部分で作成して取り組んでおるという事例でございます。

その次に、最後のページですけれども、これ、碧南市の事例で、これは臨海部の工業地帯が広がっている市ですけれども、津波の避難も想定して事業者間での協力を結んで、どこに避難したらいいのかというのを常に、事前から連携しながら取り組んでおるという事例でございます。

それぞれの事例で行政のかかわりは様々ですけれども、実際の災害の際に自助、共助の

取り組みという事例でご紹介のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

説明で時間が来ましたが、何人ぐらい、この項で質問ありますか。ちょっと手を挙げてもらえます。1人、2人、いや、質問、きょうはもうやれませんか。ありがとうございます。

そうしたら、これ、次回に19、21、22、23、24、この項について質疑、ご議論いただくことにします。あわせて条例案も同時に提出させていただきたいと思うんですが、どんと質問があれば条例案、またその次になるんですけれども、とりあえず一緒に出させてください、質問が終わった後、出させてください審議していただく、こんな段取りで進めたいと思いますので、それでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、次回の日程を決めさせていただきます。3月8日1時半、都合の悪い方。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、3月8日午後1時30分、第10回の委員会をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

[次回日程は3月8日と決定する。]

○ 小林博次委員長

きょうはそれだけやな。そうやね。

では、どうもきょうはありがとうございました。

11 : 58 閉議